

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年規則第 17 号）
新旧対照表

旧	新
<p>(第 1 章から第 8 章の 2 まで省略)</p> <p>第 9 章 地球環境の保全 (第 1 節及び第 2 節省略)</p> <p>第 3 節 再生可能エネルギーの導入 (再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)</p> <p>第 90 条の 2 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 条例第 146 条の 2 の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第 1 章から第 8 章の 2 まで省略)</p> <p>第 9 章 地球環境の保全 (第 1 節及び第 2 節省略)</p> <p>第 3 節 再生可能エネルギーの導入 (再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)</p> <p>第 90 条の 2 (第 1 項及び第 2 項省略)</p> <p>3 条例第 146 条の 2 の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項に規定する計画の通知をする予定の日の 21 日前までに行うものとする。</p> <p>(以下省略)</p>